

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評語(人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二・五以上百分の百六十五以下(給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員(以下この条及び次条において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百二十八・五以上百分の二百五以下)</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の九十一以上百分の百二・五未満(特定管理職員にあつては、百分の百十四以上百分の百二十八・五未満)</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(二の人事院の定める職員を除く。) 百分の七十九・五(特定管理職員にあつては、百分の九十九・五)</p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 (同上)</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>イ 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評語(人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の八十三・五以上百分の百三十五以下(給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員(以下この条及び次条において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百九・五以上百分の百七十五以下)</p> <p>ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の七十四以上百分の八十三・五未満(特定管理職員にあつては、百分の九十七以上百分の百九・五未満)</p> <p>ハ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(二の人事院の定める職員を除く。) 百分の六十四・五(特定管理職員にあつては、百分の八十四・五)</p> |

- 二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の七十九・五未満（特定管理職員にあつては、百分の九十九・五未満）
- 二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
 - イ 前号イに掲げる職員 百分の百十四・五以上百分の百七十七以下（特定管理職員にあつては、百分の百六十三・五以上百分の二百四十以下）
 - ロ 前号ロに掲げる職員 百分の九十四・五以上百分の百十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十六・五以上百分の百六十三・五未満）
 - ハ 前号ハに掲げる職員 百分の七十四・五（特定管理職員にあつては、百分の八十九・五）
 - ニ 前号ニに掲げる職員 百分の七十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の八十九・五）
 - 三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
 - イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百一以上百分の百八十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の九十二・五）
 - ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の八十七・五
 - ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の八十七・五未満

- 二 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の六十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の八十四・五未満）
- 二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
 - イ 前号イに掲げる職員 百分の九十一・五以上百分の百四十三以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十六・五以上百分の二百二以下）
 - ロ 前号ロに掲げる職員 百分の七十五・五以上百分の九十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百五・五以上百分の百三十六・五未満）
 - ハ 前号ハに掲げる職員 百分の五十九・五（特定管理職員にあつては、百分の七十四・五）
 - ニ 前号ニに掲げる職員 百分の五十九・五未満（特定管理職員にあつては、百分の七十四・五）
 - 三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
 - イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の八十三・五以上百分の百五十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の七十七・五）
 - ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の七十二・五
 - ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の七十二・五未満

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に依り、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の三十七・五超（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五超）
ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の三十七・五（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五）
ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の三十七・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五未満）
二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ 前号イに掲げる職員 百分の四十以上（特定管理職員にあつては、百分の五十六以上）
ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十五・五（特定管理職員にあつては、百分の四十二・五）
ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十五・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十二・五未満）
三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ 第一号イに掲げる職員 百分の五十超（事務次官等にあつては、百分の五十）
ロ 第一号ロに掲げる職員 百分の五十

第十三条の二（同上）

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の三十二・五超（特定管理職員にあつては、百分の四十二・五超）
ロ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。） 百分の三十二・五（特定管理職員にあつては、百分の四十二・五）
ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の三十二・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十二・五未満）
二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ 前号イに掲げる職員 百分の三十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の四十九・五以上）
ロ 前号ロに掲げる職員 百分の三十・五（特定管理職員にあつては、百分の三十七・五）
ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十・五未満（特定管理職員にあつては、百分の三十七・五未満）
三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ 第一号イに掲げる職員 百分の四十超（事務次官等にあつては、百分の四十）
ロ 第一号ロに掲げる職員 百分の四十

2

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の五十未満
(略)

2

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の四十未満
(同上)